

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業に、不妊治療を望む者への支援をするための事業が加えられたこと等に伴い、基金の設置目的を追加するとともに、基金の設置期限を延長するため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 22 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的に不妊治療を望む者への支援を追加することとします。（第 1 条関係）
- (2) 条例の有効期限を令和 7 年 6 月 30 日まで延長することとします。（付則関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備ならびに保育および幼児教育の無償化の円滑な実施を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条から第7条まで 省略</p> <p>付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備、<u>保育および幼児教育の無償化の円滑な実施ならびに不妊治療を望む者への支援</u>を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条から第7条まで 省略</p> <p>付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>以下省略</p>

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部改正

1. 改正の趣旨

○ 不妊治療を望む者への特定治療支援事業の拡充

- ・出産を希望する世帯を広く支援するため、国において不妊治療の保険適用が検討され、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充
- ・可能な限り早期にその拡充を図るため、国は第三次補正予算により実施し、都道府県に設置されている基金を活用
(令和3年1月から3月までの拡充分および令和3年度12か月分)

○ 保育の受け皿整備事業の実施期限延長

- ・令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿整備等を進める「新子育て安心プラン」が国において公表(R2.12.21)され、基金における保育の受け皿整備事業の実施期限を、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和6年度末まで延長

2. 改正の内容

- 国の子育て支援対策臨時特例交付金事業に、不妊治療を望む者への特定治療支援事業が加えられたことに伴い、基金の設置目的に「不妊治療を望む者への支援」を追加するもの。
- 条例の有効期限を、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和7年6月30日まで延長するもの。(現行期限:令和6年6月30日)

3. 施行日

公布の日